

新（修正案）	新（道原案）	旧	改正の理由
<p style="text-align: center;">しょう しゅうせいあん 障がい者就労支援企業認証制度実施要綱（案）</p> <p>第1 目的</p> <p>この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）第30条に規定する障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証について、条例及び同条例施行規則（平成22年北海道規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 障がい者</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者をいう。</p> <p>2 授産事業所</p> <p>（1）就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所</p> <p>（2）その他小規模作業所、地域活動支援センター等</p> <p>3 委員会</p> <p>北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が所管する「北海道障がい者就労支援推進委員会」をいう。</p> <p>4 障がい者就労支援企業</p> <p>第6の3の規定により知事の認証を受けた事業者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">しょう どうげんあん 障がい者就労支援企業認証制度実施要綱（案）</p> <p>第1 目的</p> <p>この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）第30条に規定する障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証について、条例及び同条例施行規則（平成22年北海道規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 障がい者</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者をいう。</p> <p>2 授産事業所</p> <p>（1）就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所</p> <p>（2）その他小規模作業所、地域活動支援センター等</p> <p>3 委員会</p> <p>北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が所管する「北海道障がい者就労支援推進委員会」をいう。</p> <p>4 障がい者就労支援企業</p> <p>第6の3の規定により知事の認証を受けた事業者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">きゅう 障がい者就労支援企業認証制度実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）第30条に規定する障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証について、条例及び同条例施行規則（平成22年北海道規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義</p> <p>この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 障がい者</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者をいう。</p> <p>2 授産事業所</p> <p>（1）就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所</p> <p>（2）その他小規模作業所、地域活動支援センター等</p> <p>3 委員会</p> <p>北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が所管する「北海道障がい者就労支援推進委員会」をいう。</p> <p>4 障がい者就労支援企業</p> <p>第6の3の規定により知事の認証を受けた事業者をいう。</p>	

新旧対照表

新（修正案）	新（道原案）	旧	改正の理由
<p>第3 認証の対象</p> <p>1 条例第30条に規定する事業者とは、企業及び協同組合をいう。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、認証を受けることができない。</p> <p>(1) 道内に本店、支店、営業所等を有しない事業者</p> <p>(2) 雇用者数の規模に関わらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（（昭和35年法律123号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく算定方法により、2.2%以上の障がい者を雇用していない事業者</p> <p>(3) 第10の1の規定により、認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない事業者</p>	<p>第3 認証の対象</p> <p>1 条例第30条に規定する事業者とは、企業及び協同組合をいう。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、認証を受けることができない。</p> <p>(1) 道内に本店、支店、営業所等を有しない事業者</p> <p>(2) 雇用者数の規模に関わらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（（昭和35年法律123号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく算定方法により、2.2%以上の障がい者を雇用していない事業者</p> <p>(3) 第10の1の規定により、認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない事業者</p>	<p>第3 認証の対象</p> <p>1 条例第30条に規定する事業者とは、企業及び協同組合をいう。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、認証を受けることができない。</p> <p>(1) 道内に本店、支店、営業所等を有しない事業者</p> <p>(2) 雇用者数の規模に関わらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（（昭和35年法律123号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく算定方法により、2.2%以上の障がい者を雇用していない事業者</p> <p>(3) 第10の1の規定により、認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない事業者</p>	
<p>第4 認証基準等</p> <p>1 規則第3条第2号に規定する障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組の具体的内容は別表に掲げるものとする。</p> <p>2 前項に定める別表の具体的内容を変更する場合は、委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第4 認証基準等</p> <p>1 規則第3条第2号に規定する障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組の具体的内容は別表に掲げるものとする。</p> <p>2 前項に定める別表の具体的内容を変更する場合は、委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第4 認証基準等</p> <p>1 規則第3条第2号に規定する障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組の具体的内容は別表に掲げるものとする。</p> <p>2 前項に定める別表の具体的内容を変更する場合は、委員会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>第5 認証の申請</p> <p>認証を受けようとする事業者は、知事が別に定める認証手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、知事に申請するものとする。</p>	<p>第5 認証の申請</p> <p>認証を受けようとする事業者は、知事が別に定める認証手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、知事に申請するものとする。</p>	<p>第5 認証の申請</p> <p>認証を受けようとする事業者は、知事が別に定める認証手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、知事に申請するものとする。</p>	
<p>第6 認証等</p> <p>1 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は必要に応じ委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、前項の審査の結果、認証基準に適合していると認めるときは、別表に定める配点に基づき認証ポイントを付与し、障がい者就労支援企業として認証するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、障がい者就労支援企業として認証しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。</p>	<p>第6 認証等</p> <p>1 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は必要に応じ委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、前項の審査の結果、認証基準に適合していると認めるときは、別表に定める配点に基づき認証ポイントを付与し、障がい者就労支援企業として認証するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、障がい者就労支援企業として認証しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。</p>	<p>第6 認証等</p> <p>1 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は必要に応じ委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 知事は、前項の審査の結果、認証基準に適合していると認めるときは、別表に定める配点に基づき認証ポイントを付与し、障がい者就労支援企業として認証するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、障がい者就労支援企業として認証しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。</p>	

新旧対照表

新（修正案）	新（道原案）	旧	改正の理由
<p>4 障がい者就労支援企業は、認証に係る関係書類を整理、保管しなければならない。</p>	<p>4 障がい者就労支援企業は、認証に係る関係書類を整理、保管しなければならない。</p>	<p>4 障がい者就労支援企業は、認証に係る関係書類を整理、保管しなければならない。</p>	
<p>第7 公表 知事は、障がい者就労支援企業について、道のホームページ等で公表するほか、道民に対して広く周知するものとする。</p>	<p>第7 公表 知事は、障がい者就労支援企業について、道のホームページ等で公表するほか、道民に対して広く周知するものとする。</p>	<p>第7 公表 知事は、障がい者就労支援企業について、道のホームページ等で公表するほか、道民に対して広く周知するものとする。</p>	
<p>第8 認証の有効期間及び更新</p> <p>1 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。</p> <p>2 障がい者就労支援企業は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、原則有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより、知事に更新申請を行うものとする。<u>ただし、有効期間の満了後、原則1ヶ月以内に更新申請があったものについても、これを受理し、知事が新たに認証を決定した日以降において、従前の認証の更新を認める。</u></p> <p>3 知事は、前項の更新申請があったときは、審査を実施し、要領に定めるところにより、審査の結果を、障がい者就労支援企業に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、障がい者就労支援企業に対し報告を求めるとする。</p>	<p>第8 認証の有効期間及び更新</p> <p>1 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。</p> <p>2 障がい者就労支援企業は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、原則有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより、知事に更新申請を行うものとする。<u>ただし、有効期間の満了後、原則1ヶ月以内に更新申請があったものについても、これを受理し、知事が新たに認証を決定した日以降において、従前の認証の更新を認める。</u></p> <p>3 知事は、前項の更新申請があったときは、審査を実施し、要領に定めるところにより、審査の結果を、障がい者就労支援企業に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、障がい者就労支援企業に対し報告を求めるとする。</p>	<p>第8 認証の有効期間及び更新</p> <p>1 認証の有効期間は、認証の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。</p> <p>2 障がい者就労支援企業は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより、知事に更新申請を行うものとする。</p> <p>3 知事は、前項の更新申請があったときは、審査を実施し、要領に定めるところにより、審査の結果を、障がい者就労支援企業に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、障がい者就労支援企業に対し報告を求めるとする。</p>	<p>※ 認証期間満了後の更新申請に係る取扱いを明示。</p>
<p>第9 報告等</p> <p>1 <u>知事は、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に対し、必要に応じて、認証基準の適合状況についての報告を求めることができる。</u></p> <p>2 障がい者就労支援企業は、次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、知事に変更の申請又は届け出をしなければならない。</p> <p><u>(1) 認証基準に係る取り組み内容を変更するとき。</u></p> <p><u>(2) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</u></p> <p><u>(3) 認証基準に係る取り組みに該当しなくなったとき。</u></p>	<p>第9 報告等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>障がい者就労支援企業は、次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、知事に変更の申請又は届け出をしなければならない。</p> <p>1 認証基準に係る取り組み内容を変更するとき。</p> <p>2 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</p> <p>3 認証基準に係る取り組みに該当しなくなったとき。</p>	<p>第9 報告等</p> <p>1 障がい者就労支援企業は毎年、認証基準の適合状況について、要領に定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 障がい者就労支援企業は、次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、知事に変更の申請又は届け出をしなければならない。</p> <p>(1) 認証基準に係る取り組み内容を変更するとき。</p> <p>(2) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</p>	<p>※ 委員からの意見を踏まえ、適合状況報告については、一部内容を変更して維持する。</p>

新旧対照表

新（修正案）	新（道原案）	旧	改正の理由
<p>第10 認証の取り消し</p> <p>1 知事は、障がい者就労支援企業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、要領に定めるところにより、認証を取り消すことができるものとし、取消を行ったときは、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に通知するものとする。</p> <p>(1) 第3の2の各号及び第9の3のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第6の4、第9の2の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。</p> <p><u>(4) 第9の1の求めに対し、理由なく応じなかったとき</u></p> <p><u>(5) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。</u></p> <p>2 知事は、第6の3、第8の3及び第10の1の決定を行う際に、その内容を公表することができる。</p>	<p>第10 認証の取り消し</p> <p>1 知事は、障がい者就労支援企業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、要領に定めるところにより、認証を取り消すことができるものとし、取消を行ったときは、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に通知するものとする。</p> <p>(1) 第3の2の各号及び第9の3のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第6の4、第9の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。</u></p> <p>2 知事は、第6の3、第8の3及び第10の1の決定を行う際に、その内容を公表することができる。</p>	<p>第10 認証の取り消し</p> <p>1 知事は、障がい者就労支援企業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、要領に定めるところにより、認証を取り消すことができるものとし、取消を行ったときは、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に通知するものとする。</p> <p>(1) 第3の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第6の4、第9の1及び2の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。</p> <p>(4) 認証基準に係る取り組みに該当しなくなったとき。</p> <p>(5) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。</p> <p>2 知事は、第6の3、第8の3及び第10の1の決定を行う際に、その内容を公表することができる。</p>	<p>※ 認証基準非該当に係る内容については、第9の3において新たに定めるため削除し、第9の1に新たに定める事項に関する規定を設ける（項番についても併せて整理）。</p>
<p>第11 表示</p> <p>障がい者就労支援企業が、認証マークを使用する場合は、知事が別に定める認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うものとする。</p>	<p>第11 表示</p> <p>障がい者就労支援企業が、認証マークを使用する場合は、知事が別に定める認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うものとする。</p>	<p>第11 表示</p> <p>障がい者就労支援企業が、認証マークを使用する場合は、知事が別に定める認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うものとする。</p>	
<p>第12 その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>第12 その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>第12 その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	

新旧対照表

新 (修正案)	新 (道原案)	旧	改正の理由
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年9月30日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年11月27日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年9月30日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年11月27日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年3月17日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年9月30日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成25年11月27日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	

新旧対照表

新（修正案）			新（遺原案）			旧			改正の理由			
（別表）障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組			（別表）障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組			（別表）障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組						
取組項目	配点	備考	取組項目	配点	備考	取組項目	配点	備考				
1. 障がい者雇用率 【特例子会社】 障がい者雇用率 【就労継続支援A型事業所】 （※1） 重度障がい者雇用割合 （重度障がい者雇用者数 ÷登壇障がい者雇用者数）	2.7%以上～3.6%未満	1	2.7%以上～3.6%未満 3.6%以上～5.4%未満 5.4%以上～7.2%未満 7.2%以上 60.0%以上～80.0%未満 80.0%以上～100.0%未満 100.0%以上～120.0%未満 120.0%以上 10.0%以上～20.0%未満 20.0%以上～30.0%未満 30.0%以上～40.0%未満 40.0%以上	1	※障がい者雇用率及び重度障がい者雇用割合は、申請月の前月以前1年間の実績による。	2.7%以上～3.6%未満 3.6%以上～5.4%未満 5.4%以上～7.2%未満 7.2%以上 60.0%以上～80.0%未満 80.0%以上～100.0%未満 100.0%以上～120.0%未満 120.0%以上 10.0%以上～20.0%未満 20.0%以上～30.0%未満 30.0%以上～40.0%未満 40.0%以上	1	※障がい者雇用率及び重度障がい者雇用割合は、申請月の前月以前1年間の実績による。				
	3.6%以上～5.4%未満	2		1			1					
	5.4%以上～7.2%未満	3		2			2					
	7.2%以上	4		3			3					
	60.0%以上～80.0%未満	1		4			4					
	80.0%以上～100.0%未満	2		1			1					
	100.0%以上～120.0%未満	3		2			2					
	120.0%以上	4		3			3					
	10.0%以上～20.0%未満	1		4			4					
	20.0%以上～30.0%未満	2		1			1					
30.0%以上～40.0%未満	3	2	2									
40.0%以上	4	3	3									
2. 授産製品等の販路拡大 + [障がい者雇用率2.2%以上]	無償により授産製品等の販売スペース提供	1	※原則、申請月の前月以前1年間の実績があること。	2. 授産製品等の販路拡大 + [障がい者雇用率2.2%以上]	無償により授産製品等の販売スペース提供	1	※原則、申請月の前月以前1年間の実績があること。	2. 授産製品等の販路拡大 + [障がい者雇用率2.2%以上]	無償により授産製品等の販売スペース提供	1	※原則、申請月の前月以前1年間の実績があること。	
3. 授産事業所への優先発注 〔筆額〕（※2） + [障がい者雇用率2.2%以上]	50万円以上～100万円未満	1	同上	50万円以上～100万円未満 100万円以上～500万円未満 500万円以上	1	同上	50万円以上～100万円未満 100万円以上～500万円未満 500万円以上	1	同上			
	100万円以上～500万円未満	2			2			2				
	500万円以上	3			3			3				
4. 障がい者の職場実習 + [障がい者雇用率2.2%以上]	常時変入	1	同上	常時変入	1	同上	常時変入	1	同上			
5. 障がい者の職場定着 〔平均雇用継続期間〕 + [障がい者雇用率2.2%以上]	1年6ヶ月以上3年未満	1	同上	1年6ヶ月以上3年未満 3年以上	1	同上	1年6ヶ月以上3年未満 3年以上	1	同上			
	3年以上	2			2			2				
6. その他 + [障がい者雇用率2.2%以上]	障がい者の就労支援に関し、特に奮起すると認められる取組について、北海道障がい者就労支援推進委員会に諮った上で、個別に認証 【例】 ① 無償により授産製品等のネット販売（※3：一定のアクセス数が確保される場合に限る） ② ジョブコーチの配置（※4：企業若しくは雇用促進施設担当者） ③ 障がい者を多数雇用する障がい者団体又は当制度での認証取得企業への優先発注（※2）（※5）	1～2	同上	同上	1～2	同上	同上	1～2	同上			
		1～3点			1～3点							

※1 A型事業所については、サービス利用者を除いた職員で、従前の項目による算定を行うほうが有利の場合は、従前の算定方法による。

※2 優先発注とは、あらかじめ、授産事業所等に対する契約予定額を優先契約枠として年度ごとに抽事に届け出た上で、結果的に当該予定額以上の契約を授産事業所等と行うことをいう。

※3 一定のアクセス数とは、トップページの100の平均アクセス数（直近1年間平均）が100件以上のものとする。

※4 企業若しくは雇用促進施設担当者（ジョブコーチ）とは、雇用促進施設施行規則第108条の3の2第3項に規定する事業主が自ら配置するものをいう。

※5 認証取得企業への発注については、年額500万円以上の発注額を要件とする。

※認証1ポイント以上で、道の委託業務等に係る総合評価競争入札制度でポイント評価される。

※認証2ポイント以上で、中小企業総合振興資金の事業革新貸付の対象となる。

なお、金融機関の審査の結果によっては、融資を受けられない可能性がある。

※1 A型事業所については、サービス利用者を除いた職員で、従前の項目による算定を行うほうが有利の場合は、従前の算定方法による。

※2 優先発注とは、あらかじめ、授産事業所等に対する契約予定額を優先契約枠として年度ごとに抽事に届け出た上で、結果的に当該予定額以上の契約を授産事業所等と行うことをいう。

※3 一定のアクセス数とは、トップページの100の平均アクセス数（直近1年間平均）が100件以上のものとする。

※4 第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）とは、障害者雇用促進施設施行規則第20条の2の3第3項に規定する事業主が自ら配置するものをいう。

※5 認証取得企業への発注については、年額500万円以上の発注額を要件とする。

※認証1ポイント以上で、道の委託業務等に係る総合評価競争入札制度でポイント評価される。

※認証2ポイント以上で、中小企業総合振興資金の事業革新貸付の対象となる。

なお、金融機関の審査の結果によっては、融資を受けられない可能性がある。

※1 A型事業所については、サービス利用者を除いた職員で、従前の項目による算定を行うほうが有利の場合は、従前の算定方法による。

※2 優先発注とは、あらかじめ、授産事業所等に対する契約予定額を優先契約枠として年度ごとに抽事に届け出た上で、結果的に当該予定額以上の契約を授産事業所等と行うことをいう。

※3 一定のアクセス数とは、トップページの100の平均アクセス数（直近1年間平均）が100件以上のものとする。

※4 第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）とは、障害者雇用促進施設施行規則第20条の2の3第3項に規定する事業主が自ら配置するものをいう。

※5 認証取得企業への発注については、年額500万円以上の発注額を要件とする。

※認証1ポイント以上で、道の委託業務等に係る総合評価競争入札制度でポイント評価される。

※認証2ポイント以上で、中小企業総合振興資金の事業革新貸付の対象となる。

なお、金融機関の審査の結果によっては、融資を受けられない可能性がある。

※委員からの意見を踏まえ、現行制度の正式名称に修正。